

神河町
公営企業会計システム更新業務

基本仕様書

令和5年4月13日

神河町

第1条. 目的

当町上下水道事業は令和6年3月をもって、現行システムの使用許諾契約期間が満了する予定である。これを機に、当町の会計業務及びシステムの運用形態を見直し、より当町の業務実態に合ったソフトウェアを発注するものである。

第2条. 準拠する法令、規則等

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法
- (2) 地方公営企業法施行令
- (3) 地方公営企業法施行規則
- (4) 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達
- (5) 地方自治法
- (6) 地方財政法
- (7) 消費税法
- (8) 水道法
- (9) 下水道法
- (10) 浄化槽法
- (11) 総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」
(平成27年1月27日)
- (12) 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針
- (13) 公営企業の経理の手引き
- (14) 当町が制定を予定している会計規程等
- (15) その他の関係法令、規程、規則等

第3条. 業務体制

本業務を行う体制については以下の要件を満たし、体制図を提示すること。

- ・ 作業全体を統括する統括責任者を選任すること。
- ・ 適切な担当グループを設定すること。
- ・ 関係する他の事業者と協力し、プロジェクトを円滑に進めることができる体制であること。
- ・ プロジェクトメンバーの変更に際しては、当町の承認を得ること。
- ・ 業務知識に精通し、他自治体の構築事例を提供し、業務改善及びカスタマイズ抑制、品質向上に資する能力を有する者を配置すること。
- ・ 品質管理責任者を配置し、成果物の品質確保ができる体制であること。

また、打合せの実施後は議事録の作成を行うこと。議事録については、打合せ・報告会等の開催後、5営業日以内に提示すること。

第4条. ソフトウェアの範囲

本業務にて導入するシステムは、以下の処理が行えるものとする。

- (1) 日次・月次・決算に関する会計処理

- (2) 予算編成業務処理
- (3) 固定資産に関する処理
- (4) 貯蔵品管理に関する処理
- (5) 企業債管理に関する処理
- (6) 決算統計に関する処理

各処理について、利用人数は5名を予定しているため、必要なライセンスを調達すること。また、各処理の機能の詳細については、別紙1「システム機能仕様書」を確認し、パッケージ標準で対応できない機能については、カスタマイズで対応すること。

第5条. ソフトウェアの運用形態

- (1) 導入する公営企業会計システムはクラウド型で利用することとする。データセンターについては、上下水道課内のL G W A N 端末から接続可能なデータセンターを使用すること。
- (2) ネットワーク配線及び機器は、当町の既存のものを利用すること。
- (3) クライアントは職員端末を利用し、ブラウザを用いてシステムを運用する。また、職員端末では他の業務システムも動作していることから、システム以外のアプリケーションやアドオンの追加は認めない (Office、Adobe Reader を除く)。

第6条. データセンター要件

データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、運用及び管理、障害への耐性等の観点から以下の内容を満たすものとする。

- (1) データセンターは、地方公共団体情報システム機構 (J - L I S) のホスティングサービス事業者として登録されていること。
- (2) L G W A N 回線を用いて通信を行うこと。
- (3) データをバックアップする仕組みを備えていること。
- (4) システムのバックアップデータは、最低7日間保持し、障害に備えること。
- (5) クライアント端末のOSのバージョンアップ等に対応できること。
- (6) サーバに接続する台数分のクライアントアクセスライセンスを有すること。
- (7) データセンターの要件については、最低限、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 24時間365日の監視及び入退室管理がされており、その記録が一定期間保管されている。
 - (イ) 監視カメラによる監視及び録画がされている。
 - (ウ) 入退室には、ICカードによる認証のほか、静脈認証等の生体認証がされている。
 - (エ) 情報漏洩対策として(ウ)による制限をするなどの人的セキュリティ対策が十分である。
 - (オ) ネットワーク及びサーバ機器の冗長化
 - (カ) T i e r レベル3以上である。
 - (キ) 震度6強に耐えられる耐震構造である。
 - (ク) 活断層及び液状化現象への対応がされている。
 - (ケ) 建築基準法及び消防法に準拠している。

- (コ) 耐火、消火、火災報知システム、避雷針、アース設置等が十分である。
- (ク) 電力系統を二重化するなどの冗長化がされている。
- (ク) 停電等へのバックアップ機器の設置及び自家発電装置の燃料備蓄体制が十分である。
- (ス) 空調設備の冗長化、フリーアクセス、静電気対策が十分である。
- (セ) 電子錠ラック等を備えている。
- (ソ) ISO/IEC27001を取得するなどコンプライアンス対策が十分である

第7条. 稼働時期

令和6年度当初予算編成業務:令和5年10月1日

伝票登録等の日次業務 :令和6年4月1日

※上記は日次処理部分の稼働とし、月次、決算、予算編成処理については各処理に合った時期に操作説明を行うものとする。

第8条. データ入力及びデータ設定

以下のデータを新システムに移行すること。

- ・科目、部署データ (件数:約2,800件 ※上下水道事業計)
- ・債権者、債務者データ (件数:約740件 ※上下水道事業計)
- ・固定資産データ (件数:約3,540件 ※上下水道事業計)
- ・貯蔵品情報 (件数:約180件 ※水道事業のみ)
- ・企業債情報 (件数:約400件 ※上下水道事業計)

なお、現行システムで起票している過去伝票データや、過去の予算値・決算値データ、固定資産の追加・除却等の履歴データについては移行対象外とする。

第9条. 導入支援

ユーザー教育などの導入支援を行うこと。支援内容としては、以下の通り行うこと。

導入支援内容
各種マスタ設定等、共通的な処理に関する支援
日次処理 (伝票入力等) に関する支援
月次処理に関する支援
決算処理に関する支援 (初回決算処理時の立会い含む)
決算統計処理に関する支援
予算編成処理に関する支援 (予算要求～決算見込処理～当初予算書作成)
固定資産管理に関する支援
貯蔵品管理に関する支援
企業債管理に関する支援

第10条. 保守内容

本業務が終了後、システム導入を実施した業者は以下の内容で保守対応が行えること。ま

た、保守については別途契約するものとする。

- (1) システム保守は、問い合わせ対応による保守と障害対応における訪問保守を実施すること。また、導入したソフトウェアに機能モジュール追加等が発生した場合は、そのモジュールの無償提供を行うこと。プログラムバグなどの改修についても保守の範囲内とする。
- (2) システム稼動後は、システム使用者が適正かつ円滑に事務遂行できるように、システムの操作方法や会計業務（経理の処理方法や実務内容など）の問い合わせにも対応可能であるヘルプデスクを設けること。
- (3) ヘルプデスクは問い合わせの一次窓口として設置し、常駐のスタッフを設置すること。
- (4) 当町から問い合わせを行った内容は適切に管理し、後日関連した問い合わせを別スタッフが担当しても回答できる体制を整備すること。
- (5) ヘルプデスクに問い合わせをした後は社内に対応状況の引継ぎ等を行うワンストップサービスを提供すること。
- (6) システム導入を実施した業者を通して公認会計士に対して質疑応答を行うことができること。
- (7) 導入するシステムに対して、下記の内容に関する講習を実施すること。講習の形態については問わない。なお、講習を受講するのに要する費用等については保守に含めるものとし、無償で受講できること。
 - ① 初心者向け操作説明（簿記の仕組みや日次、月次伝票の作成について）
 - ② 決算業務担当者向け操作説明（決算業務の流れについて）
 - ③ 予算編成業務担当者向け操作説明（予算編成業務の流れについて）

第11条. その他

この仕様書に記載されていない事項については、導入が決定した業者と当町の間で協議の上、定めるものとする。

以上